

大分市  
生涯学習推進計画（第四次）  
（案）

大分市教育委員会

# 目 次

## 第1章 総論

第1節 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1

第2節 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2

第3節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2

第4節 第三次計画の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3

第2章 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 4

第3章 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 5

## 第4章 施策の展開

第1節 生涯学習支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6

第2節 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上・・・・・・・・ p 9

第3節 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ p 11

## 第1章 総論

### 第1節 計画策定の目的

本市では、2002（平成14）年度の「2010大分市総合計画（第2次基本計画）」の策定を踏まえ、生涯学習においても、具体的な見通しをもった基本計画を位置付け施策を推進することが必要であることから、2003（平成15）年10月に、「大分市生涯学習推進計画」を策定しました。その後、2011（平成23）年3月に「大分市生涯学習推進計画（第二次）」を、2017（平成29）年3月に「大分市生涯学習推進計画（第三次）」（以下、第三次計画という）を策定し、関係機関・団体等と連携・協力しながら、「生きる力」を育むたくましいこどもの育成や生涯を通じて自ら学び、生きがいを育む心豊かな人づくりに取り組んできました。

2024（令和6）年度に第三次計画が最終年度をむかえたことから、新たな課題とその解決に向けた具体的な取組を明確にし、今後の社会教育・生涯学習の諸施策を総合的、計画的に推進するための指針として、「大分市生涯学習推進計画（第四次）」を策定しました。

本計画は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間の本市の社会教育の推進と生涯学習の振興をより一層図るための基本的な考え方や方向性を示すものであり、市民一人一人が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる仕組みの構築と、幅広い地域住民等の参画により、地域全体でこどもたちの学びや成長を支える仕組みの構築を目指しています。

#### 教育基本法第3条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

#### 教育基本法第12条（社会教育）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

#### 社会教育法第2条（社会教育の定義）

この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

## 第2節 計画の位置付け

「大分市総合計画」は、本市が目指すまちの姿と、それを実現するために行う基本的な政策を定めており、第1部「豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち」の第2章「豊かな人間性の創造」に社会教育の推進と生涯学習の振興が掲げられています。

「大分市教育大綱」は、教育行政に関する目標や施策の根本となる方針を定めており、基本方針3に、社会教育の推進と生涯学習の振興が位置付けられています。

「大分市教育ビジョン2025（仮）」は、最上位計画である「大分市総合計画」の基本理念の実現を教育の分野から目指すとともに、「大分市教育大綱」の趣旨を反映させ、新しい時代にふさわしい教育行政の方向や施策を明らかにするものとして策定されています。

「大分市生涯学習推進計画（第四次）」は、「大分市総合計画」の個別計画である「大分市教育ビジョン2025（仮）」との整合性を図りながら、本市の社会教育の推進と生涯学習の振興を目指す分野別計画として位置付けられています。

## 第3節 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「大分市教育ビジョン2025（仮）」の計画期間にあわせ、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間と設定しました。

2025年度 R7年度	2026年度 R8年度	2027年度 R9年度	2028年度 R10年度	2029年度 R11年度
新大分市総合計画 基本構想 2025（令和7）年度～2034（令和16）年度 ※第1期は2029（令和11）年度まで				
新大分市教育大綱 2025（令和7）年度～2029（令和11）年度				
大分市教育ビジョン2025（仮） 2025（令和7）年度～2029（令和11）年度				
大分市生涯学習推進計画（第四次） 2025（令和7）年度～2029（令和11）年度				

## 第4節 第三次計画の総括

### 1 個別事業について

コロナ禍の影響等により目標達成を見込めない指標もあるが、概ね計画どおり実施できている。個別事業については、大きく分類して、次のような課題がある。

- ① 関係団体や地域住民等に対する情報発信
- ② 取組を継続するための人材育成・確保
- ③ 関係部署や関係団体との連携強化
- ④ ニーズや時代の変化に即した事業の見直し

### 2 全体について

これまでの重点的取組は、生涯学習の振興と社会教育の推進のために、今後も引き続き必要である。時代が大きく変化している中、共生社会の実現や、人生100年時代の到来へ向けた取組を、次期計画において、より明確に示す必要がある。

#### 【参考】

指 標		基準値 2018年度	実績 2023年度	目標 2024年度	評価
1	「絵本の広場」実施率	85%	—	100%	—
2	おおいたふれあい学びの広場推進事業（地域主体型）の実施回数	729回	577回	800回	B
3	「おおいたナイトスクール」受講者の満足度	85%	92.7%	90%	A
4	大分市民図書館等の利用者数	994,056人	784,439人	1,000,000人	C
5	のつはる少年自然の家の利用者数	21,567人	21,300人	23,500人	B
6	地区公民館の長寿命化改修館数（累積）	0館	1館	2館	B
7	関崎海星館の利用者数	30,389人	47,565人	40,000人	A
8	生涯学習ポータルサイト「まなびのガイド」アクセス数	132,265件	138,833件	150,000件	B
9	「家庭の日推進事業」に取り組む地区数	5地区	全13地区	全13地区	A
10	地区公民館におけるボランティア養成講座の実施回数	73回	84回	85回	B
11	大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会の参加者数（累積）	—	2,260人	2,400人	A
12	おおいた人権フェスティバルの参加者数	4,529人	9,948人	5,500人	A

評価の基準 A：計画どおり（目標達成）  
 B：概ね計画どおり（概ね80%以上）  
 C：やや遅れている（概ね60%以上）  
 D：大幅に遅れている（概ね60%未満）

## 第2章 基本方針

少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展、社会のつながりの希薄化などの社会的課題に加え、人生100年時代、Society 5.0の到来、DXの急速な進展などにより、社会が急速な変化を続けており、現在は将来の予測が困難な時代とも言われています。

2023（令和5）年6月に国が閣議決定した「第4期教育振興基本計画」では、2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」が挙げられています。その実現に向け、社会教育・生涯学習には、多様性、公平・公正、包摂性ある共生社会の実現、持続的な地域コミュニティの基盤形成、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、地域社会の担い手の育成等が求められています。

本市では、第三次計画に基づき、市民の様々なニーズに応える学習機会・内容の充実や、支えあい、高めあう絆づくり・地域づくりに向けた取組を推進してきました。今後も、本市における社会教育の推進と生涯学習の振興のために、これまでの重点的取組を継続・進化させるとともに、第三次計画における課題や時代の変化に対応するため、次の取組を進めます。

○人生100年時代を見据えた生涯学習社会の構築に向けて、社会教育関係団体等、多様な主体と連携・協働し、生涯学習の支援体制の充実を図ります。

○多様な年代や多彩な属性等、全ての人が生涯を通じて学び続けることができるよう多種多様な学習活動のニーズに応える取組を進めます。

○学校・家庭・地域が連携・協働し、より多くの地域住民等が子どもたちの成長を支えることのできる基盤を整備します。

○様々な人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性の育成に努めます。

### 第3章 施策の体系

#### 社会教育の推進と生涯学習の振興

##### 第1節 生涯学習支援体制の充実

- 1 家庭教育支援の充実
- 2 誰もが生涯にわたって学ぶことのできる学習機会の提供
- 3 読書活動の推進
- 4 社会教育施設の施設整備及び機能充実
- 5 効率的・効果的な生涯学習情報の提供
- 6 文化・芸術活動への支援

##### 第2節 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

- 1 地域活動を支える人材の育成や活用
- 2 地域におけるこどもの体験活動の充実
- 3 地域におけるこどもの健全育成
- 4 地域まちづくりの支援

##### 第3節 人権教育の推進

- 1 人権教育・啓発の推進と充実

## 第4章 施策の展開

### 第1節 生涯学習支援体制の充実

#### 1 家庭教育支援の充実

##### 【現状】

家庭をとりまく社会状況の変化の中、家庭とこどもの育ちをめぐる問題は複雑化し、家庭の教育力の低下などの課題も指摘されています。地域とのつながりの希薄化や保護者が身近な人から子育てを学んだり助けあったりする機会が減少するなど、子育てや家庭教育を支える環境は大きく変化しています。このようなことから、孤立したり、子育てに悩んだり、様々な状況にある保護者に対し、乳幼児期から義務教育の段階までこどもの年齢に応じた学習機会の提供が求められています。

##### 【方向性】

子育ての課題に対応した学習機会・情報の提供や、保護者の交流の場を整備することにより、家庭の教育力の向上に努めます。

##### 【重点的取組】

##### ○家庭教育支援事業の充実

就学時健診などの多くの保護者が集まる場等において、子育ての課題に対応した学習機会や子育てに関する情報を提供します。

#### 2 誰もが生涯にわたって学ぶことのできる学習機会の提供

##### 【現状】

社会・経済情勢の変化とともに価値観が多様化する中、年代や地域、ライフスタイルの違い等により、生涯学習に対する様々なニーズが生まれており、学び直しや、現代的な課題の解決等に向けた、多様な学習機会の創出が必要となっています。

また、地域における様々な活動において、地域住民の学習成果や知識・経験等を生かせる機会の提供が求められています。

##### 【方向性】

多様な年代や多彩な属性等、全ての人の生きがいづくりや学び直しなど多種多様な学習活動のニーズに応じた学習機会を提供するとともに、経験、知識、技術等を生かす場の充実に努めます。

##### 【重点的取組】

##### ○市民のニーズや多様な属性を踏まえた学習機会の提供

性別や障がいの有無、国籍等にかかわらず、こども、若者から高齢者まで誰もが生涯にわたって学ぶことのできる多様な学習機会を提供します。

##### ① 共生社会の実現に向けた取組

- ・指さしコミュニケーションボードの設置やふれあいポッチャの開催など、障がいの有無に関わらず参加・交流できる機会の構築に努めます。
- ・留学生や地域に住んでいる外国の方と交流する機会の構築に努めます。

## ② 若者の活躍に向けた取組

- ・地区公民館の事業において青年層が関わる取組の充実を図ります。
- ・エスペランサ・コレジオにおいて職業的専門的知識や技能の修得の場を提供します。
- ・20歳（はたち）のつどいにおいて、対象となる成人が企画運営を行う実行委員会制度を取り入れ、若者が地域社会を担う一員としての自覚を持つための自己啓発の場を提供します。

### ○教室・講座等の充実

地区公民館等の社会教育施設が、地域の学習拠点として、市民のライフステージに応じた様々な教室・講座を充実させるとともに、デジタル・ディバイド等の現代的・社会的課題に対応した学習機会を提供します。

おおいたナイトスクール事業においては、学齢期を過ぎてもう一度中学校程度の学習内容を学びたい人、日本語を学びたい外国人等に対して、学習機会を提供します。

地区公民館、少年自然の家、市民図書館、美術館、歴史資料館等の社会教育施設で、こどもから大人まで学習や体験の機会を提供します。

### ○豊かな経験や技術を生かせる場の提供

「おおいたふれあい学びの広場推進事業」、「こども体験交流事業」などのこどもの体験活動において、地域住民が講師や実行委員となり、自分の経験や知識、技術を生かす場を提供します。

## 3 読書活動の推進

### 【現状】

読書を通じて、読解力や創造力、思考力、表現力など、生きていくための基礎的な能力を養い、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われます。社会が大きく変化する中、読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは、大変重要です。そのため、こどもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、こどもの興味・関心を尊重しながら、自主的な読書活動を支援するとともに、こどもから大人まで読書に親しみ、本の楽しさや読書の喜びを感じることでできる環境づくりが求められています。

### 【方向性】

市民図書館における図書館サービスの充実やこどもの読書習慣の定着に向けた取組等により、こどもから大人まで読書に親しみ、本の楽しさや読書の喜びを感じることでできる環境の整備に努めます。

### 【重点的取組】

#### ○読書活動を支援する環境の整備

市民図書館のDX化、読書バリアフリーの促進、各種事業の開催や広報活動の強化などを進め、公民館の図書室等なども含めて、読書に親しむことができる環境づくりに努めます。

#### ○読書習慣の形成に向けての支援

保護者を対象とした講座や広報活動において、読書の意義や読み聞かせの重要性について啓発し、家庭内における読書習慣の定着を図ります。

## 4 社会教育施設の施設整備及び機能充実

### 【現状】

施設の老朽化による改修・営繕や市民のニーズを踏まえた機能強化など、よりよい教育環境の充実に向けた施設整備が求められています。また、年間を通して、公民館や施設の運営、利用者との円滑なコミュニケーションなどについての職員研修を実施しています。

### 【方向性】

社会教育、生涯学習の拠点である地区公民館等、社会教育施設の利便性の向上及び機能充実に努めるとともに、職員の資質の向上を図ります。

### 【重点的取組】

#### ○施設整備及び機能充実

地区公民館の長寿命化改修を実施することで利便性の向上を図るとともに、各社会教育施設の設置目的に応じた施設・設備面の機能充実に努め、利用促進に努めます。

#### ○職員の資質の向上

社会教育に関係する職員の連携を深めるとともに、業務内容に応じた研修の機会を提供し、職員の資質の向上を図ります。

## 5 効率的・効果的な生涯学習情報の提供

### 【現状】

大分市ホームページや大分市生涯学習ポータルサイト「まなびのガイド」、市報など各種媒体において、地区公民館等、社会教育施設の教室・講座情報や施設情報、画像等の様々なコンテンツを紹介しています。

### 【方向性】

生涯学習に関する情報を一元化し、効率的・効果的な生涯学習情報の提供に努めます。

### 【重点的取組】

#### ○生涯学習情報の発信

大分市ホームページや市報など各種媒体において、地区公民館等、社会教育施設の施設内容、教室・講座など、生涯学習情報の積極的な発信に努めます。

#### ○生涯学習指導者登録制度の充実

市民の多種多様な学習活動のニーズに応えるため、幅広い分野の生涯学習指導者登録者の増加に取り組み、多彩な人材を確保するとともに、指導者が地域や学校等様々な場所で活動する機会の提供に努めます。

## 6 文化・芸術活動への支援

### 【現状】

文化・芸術は、心豊かな市民生活を実現するための大きな役割を担っています。芸能活動は、伝統文化の継承により、多様で豊かな文化の創造のための一役を担い、音楽活動は市民にうらおいと安らぎを与えています。本市では、芸能まわり舞台や伝統芸能ふれあい教室、大分市民音楽

祭などを通して市民の文化・芸術活動を支援しています。

#### 【方向性】

芸能活動や音楽活動を行っている市民や団体に発表と鑑賞の機会を提供するとともに、参加者相互の情報交換と親睦を図ります。

#### 【重点的取組】

##### ○文化・芸術関係団体への協力・支援

芸能まわり舞台や市民音楽祭の企画、運営に協力し、市民の芸能活動、音楽活動を支援します。

## 第2節 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

### 1 地域活動を支える人材の育成や活用

#### 【現状】

地域におけるつながりの希薄化、家庭の孤立化や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化などの課題に対して、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠となってきています。また、子育てに対し様々な悩みや不安を抱える保護者を全体で支える重要性が高まっています。

#### 【方向性】

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子どもたちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指します。

また、地域の連帯感や子育てを地域で支える気運の醸成に向けて、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、地域の教育力の向上を図ります。

#### 【重点的取組】

##### ○地域学校協働活動の推進

地域と学校をつなぐ架け橋となる地域コーディネーターを配置し、地域と学校がパートナーとして連携・協働することで、多くの地域住民等が子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を推進します。

##### ○家庭教育支援ボランティアの養成と活動の場や機会の提供

地区公民館において託児や読み聞かせなど子どもと関わるボランティアを育成し、学校や地区公民館等の教室・講座で学んだ成果を生かす場や機会の提供に努めます。

##### ○地域における子育てネットワークの推進と充実

地区公民館を拠点とした家庭教育支援事業の充実として、子育て中の保護者と地域の子育て支援者をつなぐことにより、家庭の教育力の向上を図るとともに、地域の子育てネットワークづくりを進めます。また、あいさつに一言たして心をつなぐ「あいさつ OITA+1 運動」を通して、地域ぐるみの子育てを支援します。

## 2 地域におけるこどもの体験活動の充実

### 【現状】

地域のつながりの希薄化、保護者の価値観の多様化、子育ての孤立化など、子どもたちをとりまく環境は著しく変化しています。年齢の異なる子どもや大人、高齢者などとふれあう機会が減少したり、自然体験が少なくなったりするなど、社会性や豊かな感性が生まれにくい状況がみられます。また、地域で培われた伝統や文化に接することが少なくなり、自分が生まれ育つ地域や郷土のよさが実感できにくくなっています。

### 【方向性】

子どもたちに必要とされる「生きる力」は、学校教育のみならず社会における様々な体験によって育まれます。豊かな人間関係を築き、地域で生きる喜びを感じとれるよう、地域住民が自らの経験や学習の成果を生かし、子どもが地域の大人と交流できる機会や多様な経験をする機会を拡充し、こどもの「生きる力」を育成します。

### 【重点的取組】

#### ○放課後等におけるこどもの体験活動の充実

「おおいたふれあい学びの広場推進事業」の拡大と充実を図り、子どもたちが多様な体験や活動ができる環境整備に努めます。

#### ○地域の特色に応じた活動の充実

地区公民館単位で地域の特色に応じた活動を行う「こども体験交流事業」等の取組を通じて、地域内の関係機関、団体等と連携し、地域全体でこどもの学びや家庭を支えることで、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに多世代交流を促進します。

## 3 地域におけるこどもの健全育成

### 【現状】

近年、非行や問題行動の多様化、低年齢化が進むとともに、こどもの福祉を害する犯罪が横行し、被害が拡大している状況がみられます。これらの背景としては、インターネットの普及をはじめ、家庭が抱える課題や、地域での人間関係の希薄化や地域活動への関心の薄れ、子どもたちの異年齢間での遊びの減少などがあげられます。

一方で、あらためて家族や地域の絆の大切さや、学校・家庭・地域の連携・協働により、社会全体で協力して子どもを育むことの大切さが再認識されています。

### 【方向性】

社会教育関係団体等の一層の活性化を目指し、研修会の実施や講師派遣等の支援を進め、団体間の情報交換や連携を促します。また、それぞれの地域での活動を支援するため、今後も地区公民館を拠点に、活動の場の提供や地域の実態に即した団体への支援を行います。併せて、青少年育成関係団体と連携し、有害環境の浄化活動や安全確保に向けた様々な取組を進めます。

### 【重点的取組】

#### ○社会教育関係団体との連携・支援

地区公民館を拠点とした、各団体の連携・協力を図ります。また、団体の要請に応じて活動への協力・支援を行います。

#### ○こどもの見守り活動の充実

こどもの非行防止及び交通事故や不審者被害防止に向け、関係団体を支援するとともに、連携して見守り活動を行います。

### 4 地域まちづくりの支援

#### 【現状】

地区公民館の生涯学習機能に、住民の地域活動を幅広く支援する地域まちづくり支援機能を加えるために、平成21年度から市民部が地区公民館の管理運営を行っています。また、地区公民館において、地域まちづくり活性化事業を推進する教室・講座を実施しています。

#### 【方向性】

生涯学習機能と地域まちづくり支援機能は、地域の拠点である地区公民館の重要な役割であることから、その充実を図っていきます。また、地域の課題解決のため、市民協働推進課等と部局をこえた取組を進めます。

#### 【重点的取組】

#### ○絆づくり・地域づくりの支援

地域の絆づくりにつながる市民協働のまちづくりを支援します。

## 第3節 人権教育の推進

### 1 人権教育・啓発の推進と充実

#### 【現状】

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る豊かな社会を実現するためには、市民一人一人の人権尊重の精神を育むことが不可欠であり、人権教育の果たす役割は大きくなっています。しかしながら、差別は現在もなお存在し、人権問題が複雑化・多様化しているため、様々な人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の心の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性を育むことが求められています。

#### 【方向性】

あらゆる差別の解消に向けて、意欲と実践力を持った市民を育成するため、地域の諸団体等との連携のもと、学習機会の充実に努めるとともに、地域に住む様々な人々が交流し相互理解を深めることができる啓発事業に取り組みます。

#### 【重点的取組】

#### ○地区公民館を拠点とした人権教育の推進

人権が尊重されるまちづくりを推進するため、地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会との連携を強化し、地域の課題やニーズに応じて学習プログラムを工夫改善するなど、より多くの市民が主体的に学習できるよう、講座や地区懇談会等の充実に努めます。

○地域住民への人権啓発

市報への掲載、啓発資料の作成・配布、ポスターや横断幕の掲示等、人権尊重の理念に関する市民の理解を深める啓発活動の充実に努めるとともに、中心市街地等における啓発活動の充実に図り、地域住民の参加・交流を促進することにより、人権啓発の推進に努めます。